

秋田県教育委員会告示第4号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（彫刻）に指定する。

平成28年3月25日

秋田県教育委員会委員長 岩佐 信宏

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
二の舞腫面	1面	能代市清助町7番23号	龍泉寺

秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

平成28年3月25日

秋田県教育委員会委員長 岩佐 信宏

名 称	所 在 地	管理責任者（所有者）
湯ノ沢F遺跡出土品	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下23番地 2 四ツ小屋遺物収蔵庫	秋田市

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

平成28年3月25日

秋田県教育委員会委員長 岩佐 信宏

名 称	所 在 地	管理責任者（所有者）
白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図	横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館	秋田県